

# 視覚障害者の移動を支援する同行援護に関する実態把握と課題（１） —まちづくりにおける同行援護の役割—

坂本洋一<sup>1</sup>・堀智貴<sup>2</sup>・高木憲司<sup>3</sup>・片桐大樹<sup>4</sup>・中野泰志<sup>5</sup>・末田靖則<sup>6</sup>

Yoichi Sakamoto<sup>1</sup>・Tomotaka Hori<sup>2</sup>・Kenji Takaki<sup>3</sup>・Hiroki Katagiri<sup>4</sup>・  
Yasushi Nakano<sup>5</sup>・Yasunori Sueda<sup>6</sup>

同行援護の制度的性格は、視覚に障害のある人や児童の日常生活や社会生活を営むのに必要な基本的要件を充足する、限定的な移動と外出先での情報提供、コミュニケーション支援、介護サービス等の包括的な支援である。実態調査の結果から、同行援護の利用目的は多様であり、地域社会で生活するための基本的な福祉ニーズから余暇活動等の福祉ニーズまで生活の質の向上に関わっていることが明らかになった。したがって、同行援護はまちづくりにおける情報・コミュニケーション支援の充実に関する役割を担っている。

キーワード：視覚障害、障害者総合支援法、移動支援、同行援護、まちづくり

Keywords：Visual Impairments、Total Support Act for Persons with Disabilities、Transportation Services、Transportation Services including Information Provision and Communication Supports、Inclusive Society

## 1. 研究の目的

2006（平成18）年4月に障害者自立支援法の一部が施行された当初、視覚に障害のある人の移動支援は、市町村地域生活支援事業の必須事業として出発した。この移動支援事業は、「屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする」<sup>1)</sup>とされ、専ら、移動支援をサービス内容としていた。障害者自立支援法の制定時、移動支援に加えて外出先での支援を行う自立支援給付として、知的障害者や精神障害者のための行動援護、

重度の肢体不自由者のための重度訪問介護が創設された。しかしながら、視覚障害児・者に対する外出先での支援を含む移動支援は創設されなかった。

その後、2011（平成23）年10月に障害者自立支援法の一部改正に伴い、自立支援給付として視覚障害児・者のための「同行援護」が新しく創設された。法律の定義に従えば、同行援護とは「視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行して行う移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助」<sup>2)</sup>とされ、移動支援だけでなく

- 
- 1) 株式会社ピュアスピリッツ・社修・〒351-8510 東京都千代田区内神田1-4-15 新誠ビル5F  
03-5283-5567・03-5283-5589
  - 2) 株式会社ピュアスピリッツ・経営学士・〒351-8510 東京都千代田区内神田1-4-15 新誠ビル5F  
03-5283-5567・03-5283-5589
  - 3) 和洋女子大学生活科学系・専門士・〒272-8533 千葉県市川市国府台2-3-1 047-371-2196・047371-2196
  - 4) 株式会社ピュアスピリッツ・文学士・〒351-8510 東京都千代田区内神田1-4-15 新誠ビル5F  
03-5283-5567・03-5283-5589
  - 5) 慶應義塾大学経済学部・文修・〒223-8521 神奈川県横浜市港北区日吉4-1-1・  
045-566-1367・045-566-1374
  - 6) 神奈川県総合リハビリテーションセンター七沢更生ライトホーム・理学士・  
〒243-0121 神奈川県厚木市七沢516・046-249-2437・046-249-2411

外出先での支援も含まれることになった。視覚障害児・者の移動を支援するために、誘導用ブロックや音響装置付信号機等の物理的環境の整備が推進されている。しかしながら、これらの物理的環境整備だけでは、視覚障害児・者が単独で移動することは困難である。特に、高齢であったり、他の障害を併せ持つ場合には、人的な支援が必要不可欠である。このような背景の中で同行援護の制度がスタートしたが、運営上いくつかの問題点が指摘されてきた。そこで、本研究では、同行援護に関する実態調査を通じて、同行援護の自立支援給付が視覚障害児・者にとって、どのような役割をもっているかをまちづくりの視点から明らかにする。

## 2. 方法

### 2-1 同行援護の制度的性格

障害者総合支援法における同行援護の制度を調べ、同行援護の制度的性格を明らかにする。

### 2-2 利用対象者へのアンケートの実施

同行援護サービスの受給状況等をアンケート郵送調査法により行った。同行援護実施事業所及び障害者団体を通じて2,150名にアンケートを送付し、823名から回答を得た（回収率38.3%）。調査期日は2013（平成25）年11月

## 3. 結果

### 3-1 同行援護の制度の概要

同行援護は、障害者総合支援法の自立支援給付として位置づけられ、障害者及び障害児の保護者からの申請によって市町村が支給決定する。支給対象者は、「視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等」と法律に規定されていることを踏まえて、視覚障害の身体障害者手帳を所持している者、または同程度の障害のある児童であることが前提である。さらに、難病患者等のうち視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等であれば身体障害者手帳を所持

していない者も支給対象となる。

支給対象となる障害者等がすべて同行援護の自立支援給付を受けられるわけではなく、市町村の支給決定を受けなければならない。図1に示す支給決定及び利用手続きを経てサービス利用にいたる。

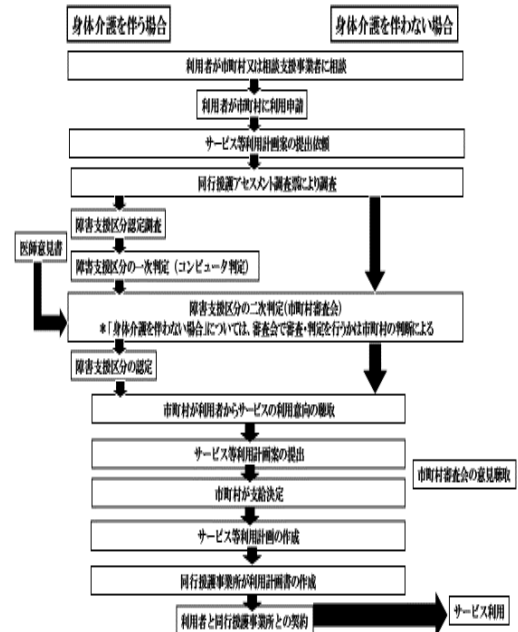


図1 同行援護制度の支給決定及び利用手続き  
出典：厚生労働省、事務処理要領、「介護給付費等に係る支給決定事務等について」を改変

支給決定は、身体介護を伴う場合と伴わない場合とで手続きが異なる。身体介護を伴う場合は、障害支援区分の認定を受ける必要がある。排泄等の介護サービスを必要とするか否かの判断するために、区分2以上の認定を必要とする。視覚障害児の支給決定については、身体介護を伴わない場合には障害者と同様の要件であるが、身体介護を伴う場合、「障害児の調査項目（5領域11項目）」による調査を行い、身体介護が必要であるかを決定したうえで、同行援護のサービス提供時において、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれかについて介助が必要とされるかを市町村が判断する。

同行援護のサービス内容は、①移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の提供（代筆、代読を含む）、②移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護、③排泄・食

事等の介護その他外出する際に必要となる援助である。また、同行援護サービスの利用時間については、月の支給決定時間を超えない範囲であれば1日の利用時間の制限は設けられていない。原則として、1日の範囲内で用務を終えるものとされ、1日の利用をいったん終了すれば次の日も利用可能となる。

なお、同行援護制度では、障害福祉サービスにかかわる他の外出支援と同様に、①通勤、営業活動などの経済活動にかかわる外出、②通年かつ長期にわたる外出、③社会通念上適当でない外出については支給の対象範囲から除外されている。

### 3-2 同行援護の制度的性格

同行援護は、従来の移動支援とはまったく異なる新たな支援である。つまり、移動支援と情報提供及びコミュニケーション支援、介護サービス等を包括的に支援する自立支援給付であるといえる。従来の移動支援は、外出先での支援がなく、デパートに買い物に行ってもガイドヘルパーから洋服の生地や色を知る情報提供はなされていなかった。同行援護は、住まいから外出先での目的を達成し、住まいに帰るまでの一連の行動を同行して支援することになる。従って、同行援護に従事する者は、利用者の用務を理解し、多様な場面での支援を求められる。このことによって、視覚に障害のある人や児童は、日常生活や社会生活上の外出先での活動が拡大されることになる。しかしながら、同行援護サービスを利用するにあたっては利用目的の除外規定があり、すべての日常生活や社会生活での行動に対する支援をカバーしていない。従って、同行援護の制度的性格は、視覚に障害のある人や児童の日常生活や社会生活を営むのに必要な基本的要件を充足する、限定的な移動と外出先での情報提供、コミュニケーション支援、介護サービス等の包括的支援であるといえる。

### 3-3 同行援護の利用目的の調査結果

同行援護の役割を考察するために、利用者への実態調査の結果から、同行援護の利用目的に

関する質問に対する回答状況をまとめた。その結果、図2に示すように多様な利用目的があることがわかった。調査結果は563名の視覚に障害のある人の複数回答から得られた。563名中半数以上の人回答した選択肢は、「公的機関・団体が行う行事への参加」(66.1%)、「日常必要な外出及び生活必需品の買い物」(65.5%)、「講演会・研修会・図書館等への参加及び利用」(57.2%)、「官公庁での手続き」(55.4%)、「院内を含む通院」(50.1%)であった。50%に満たない回答項目でも、「金融機関の手続き」(43.2%)や「冠婚葬祭」(34.8%)等日常生活における基本的な行動から「サークル活動、習い事、同窓会への参加」(41.0%)、「公園、遊園地、レジャー、カラオケのための外出」(33.7%)、「映画、美術鑑賞等のための外出」(25.9%)、「登山、スポーツ観戦のための外出」(11.2%)等日常生活の中の余暇活動に至るまで同行援護の多様な利用目的が明らかになった。同行援護は、視覚に障害ある人や児童の生活の質の向上に関わる制度であることがわかった。

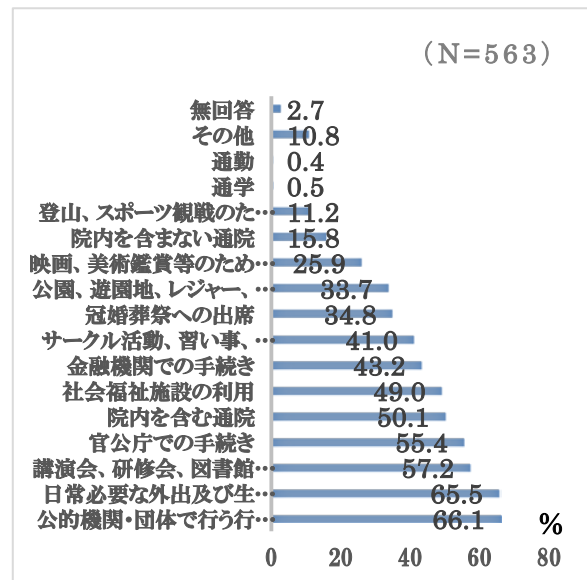


図2 同行援護の利用目的

## 4. 考察

同行援護の制度的性格と同行援護に関する利用者の実態調査からまちづくりにおける同行援護

の役割を明らかにすることを試みた。同行援護の法的な制度を概観しながら、同行援護の制度的性格を明らかにした。つまり、障害者総合支援法における同行援護の自立支援給付は、同行援護の制度的性格は、視覚に障害のある人や児童の日常生活や社会生活を営むのに必要な基本的要件を充足する、限定的な移動と外出先での情報提供、コミュニケーション支援、介護サービス等の包括的支援である。しかしながら、外出に関する福祉ニーズは多様であり基本的な要件を充足する同行援護だけでは、自立や社会参加を積極的にサポートすることはできない。同行援護の利用者の利用目的を実態調査からみると、その利用目的は、日常生活や社会生活を営む上での基本的な行動から生活の質の向上を求める外出も含まれている。福祉ニーズに関してはいろいろな定義がなされているが、ここでいう福祉ニーズとは、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができない場合に生じるものと考えことにする。これらの福祉ニーズの発生は、個人、家族、地域社会等の要因によってその様相は異なる。同行援護は、ハード面の支援というより情報・コミュニケーション支援を含む包括的な支援である。従って、同行援護の役割は、単なる移動支援ではなく、視覚に障害のある人に対する情報提供、コミュニケーション支援、介護サービス等を生活の質の向上に基づいた福祉ニーズを充足させることである。

まちづくりの視点からみると、地域社会の視覚に障害のある人や住民を中心として福祉ニーズを明らかにし、地域社会の福祉ニーズを充足させる取り組みを行う必要がある。そのためには、同行援護の制度が地域社会の情報・コミュニケーション支援の環境整備に寄与することである。同行援護の制度を普及させるだけでなく、同行援護の技術を体系化する作業がその前提となるであろう。

## 5. まとめ

視覚障害者の移動支援、つまり手引き歩行（Sighted Guide）は技術的にはすでに確立されている。しかしながら、同行援護は移動支援技術や情報提供、コミュニケーション、介護サービス等支援技術を含む包括的支援の技術が必要になってくる。現在、普及している同行援護従事者養成研修テキストにおいては、移動支援技術は従来のガイドヘルプ技術と情報提供やコミュニケーション支援の場面毎の支援方法を網羅しているだけであり、体系化された同行援護技術にはなっていない。障害の様相（中途視覚障害、視覚障害児、重度重複障害等）や利用者の置かれている環境（家族、都市部、山村地域等）、利用者の福祉ニーズ等を考え、地域社会で生活する視覚障害児・者に対する同行援護技術を確立することが求められている。この同行援護技術の社会的意義が理解され地域社会のまちづくりに活用され、視覚障害児・者が生活の質の向上を達成できるように働きかけることが重要である。今後の課題及び展開は、まちづくりのために生活の質を向上させる福祉ニーズに基づき通学等の利用目的の拡大を図り情報提供やコミュニケーション支援の環境整備を行うとともに、同行援護の技術を標準化し、社会的意義を共有しまちづくりに寄与することである。

（本研究は、厚生労働省平成 25 年度障害者総合福祉推進事業の補助金による）

## 参考文献等

- 1) 厚生労働省、地域生活支援事業について、別記9、P.18
- 2) 厚生労働省、障害者総合支援法第5条第4
- 3) 厚生労働省、「介護給付費等に係る支給決定事務等について」事務処理要領
- 4) 同行援護従事者養成研修テキスト編集委員会編、同行援護従事者養成研修テキスト、中央法規出版、2014年5月、東京
- 5) 久繁哲之助：日本版スローシティ「地域固有の文化・風土を活かすまちづくり」、学陽書房、2008年